

第1節 新しい地方自治を推進する。(地方自治)

1 分権型社会における自治体

第1節 新しい地方自治を推進する。(地方自治)

1 分権型社会における自治体

2 情報公開

動向（現状）と課題

● 動向（現状）

- (1) 平成12年（2000年）に、いわゆる地方分権一括法が施行され、自治体と国の関係は新しく「対等・協力」の関係になり、自治体は今まで以上に、自己決定や自己責任にもとづく行政運営を求められることになり、また地方税財源の充実・確保や、住民自治の拡充が求められています。
- (2) 地域の主役は、いうまでもなく市民ですが、市民生活や市民活動が少しでも向上するために、近隣自治体とともに一部事務組合による事務処理や広域的な連携を推進し、新しい時代の多様な市民需要に対応する必要があり、また、たえず効率的かつ効果的な行政運営を意識し、展開していくことが求められています。

● 今後の課題

- (1) これからの自治体経営は、NPOや市民と行政がそれぞれの得意分野を活かしながら、市民参加や市民協働を通じた共通認識のもとで、新たなしくみの行政運営をよりいっそう推進していく必要があります。そして双方が共に多くの行政課題やその解決のために取り組み、新たな公益として住民自治の充実を図り、地方分権にふさわしい地方自治の構築をしていくことが、ますます重要になります。
- (2) また、従来型の行政サービスの見直しはもとより、広域的な経営も含めた、より機動性、効率性を追求した柔軟で自立した行政経営が求められており、そのためには、市民の市政への参加や、情報技術を駆使した便利な自治体のシステムづくりが必要となります。
- (3) さらに、今まで以上に信頼される自治体をめざすには、安全管理に十分に配慮した情報の公開や共有化、また職員の人材育成などについて、そのしくみづくりが求められることとなります。

主な共同事務処理の状況

(平成17年12月1日現在)

分野	内容	名 称	共 同 処 理 事 務
くらし		湖南衛生組合（5市）	し尿処理場の共同運営
		小平・村山・大和衛生組合（3市）	ごみ焼却場の共同運営
		東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合（26市町）	一般廃棄物最終処分場の共同運営
		東京都国民健康保険団体連合会	国民健康保険・老人保健医療の診療報酬審査等
自然		多摩六都科学館組合（5市）	科学館の共同運営
ひと		昭和病院組合（8市）	病院の共同運営
都市経営		東京市町村総合事務組合（39市町村）	職員の共同研修、消防団員等の公務災害補償等
		東京都十一市競輪事業組合（11市）	収益事業（自転車競走事業）
		東京都四市競艇事業組合（4市）	収益事業（モーターボート競走事業）
		多摩北部都市広域行政圏協議会（5市）	多摩北部地域における広域行政の推進
		東京都市公平委員会（18団体）	職員の勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の申立て等
		東京電子自治体共同運営協議会（56都区市町村）	電子申請・電子調達サービスの運営

(資料：政策課)

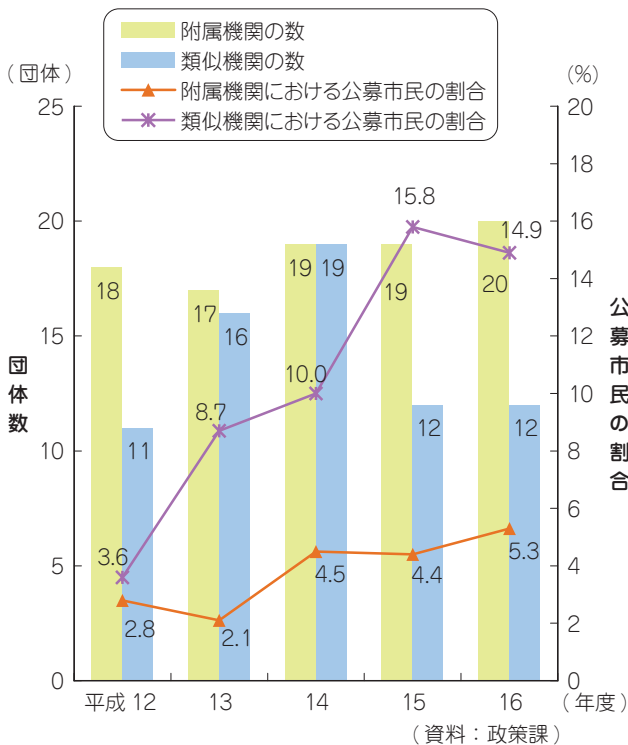
本計画における基本方針

- (1) 今後は、分権型社会にふさわしく市として「自己決定」をより明確にし、必要に応じて果敢にまた柔軟に主張していくことにより、小平市の存在意義をより明確にします。さらに、いっそうの市民の参加を促進し、市民やNPOとの協働を進めるとともに、建築指導事務など広域的な解決がふさわしい行政課題に対しては、広域行政圏を含めた他自治体との連携をとるなかで共通の方策を持って解決をめざします。
- (2) 複雑で多岐にわたる自治体の事務については、情報技術社会にふさわしいシステムを大いに活用することによって、迅速で正確な対応を行い、今まで以上にコストダウンを実現するとともに、さらに便利なシステムを構築していきます。
- (3) これから先も、市民に信頼される自治体をめざしていくためには、便利で安全管理にも十分に配慮した事業や施設づくりが必要となりますが、特に情報技術を活用したさまざま事業について情報管理など危機管理を徹底し、的確で迅速に対応できる人材の育成やしきみづくりを行っていきます。

予定される計画事業

	事業項目	前半〔5年間〕	後半〔5年間〕
非 施 設 事 業	(1) 自治基本条例の制定を含めた市民参加の推進	▶	▶
	(2) 広域行政としての建築指導事務の検討	▶	▶
	(3) 政策研究プロジェクトによる課題研究の実施	▶	▶
	(4) 電子市役所の推進（再掲）	▶	▶
	(5) 個人情報を含めた情報セキュリティの徹底（再掲）	▶	▶

市の審議会・委員会等の市民公募委員の状況



市民意見提出手続の実施状況

年度	内 容
平成13	小平市環境基本計画（原案）
	旧小川東小学校施設有効活用基本計画（素案）
14	小平市ごみ処理基本計画（原案）
	小平市商業振興基本計画（素案）
	小平市新地域保健福祉計画（素案）
16	小平市青少年育成プラン（素案）
	小平市子ども読書活動推進計画（素案）
17	小平市第三次長期総合計画基本構想（素案）
	小平市次世代育成支援行動計画（素案）
17	小平市自治基本条例制定基本方針（素案）
	小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）

※市民意見提出手続：市の施策に関する計画等の策定過程で、市の原案等に対して市民から意見を提出してもらう制度で、いわゆるパブリックコメント手続のこと。

(資料：政策課)

第1節 新しい地方自治を推進する。(地方自治)

2 情報公開

第1節 新しい地方自治を推進する。(地方自治)

1 分権型社会における自治体

2 情報公開

動向（現状）と課題

● 動向（現状）

- (1) 近年、情報技術の進展や地方自治における行政活動への関心の高まりによって、国のみならず自治体においてもより情報の公開が求められるとともに、一方では、プライバシーの保護に対する関心も高く、個人情報保護法の制定を契機に、個人の権利や利益が保護されるように、個人情報の取扱いについて適正な管理が図られてきています。
- (2) 情報技術の進歩により電子化にともなう情報提供のスピード化が図られていますが、一方、従来からの印刷物などの紙媒体による情報提供も必要であり、これらは今後も共存し、広く活用されていくと思われます。
- (3) さらに、市政の情報をわかりやすく提供することは、市政に対する信頼を得るためにも必要であり、公開された情報を市民とともに共有することによって、市民のより確かな判断が可能となることから、親しみにくい情報をいかにわかりやすく提供していくのが求められています。

● 今後の課題

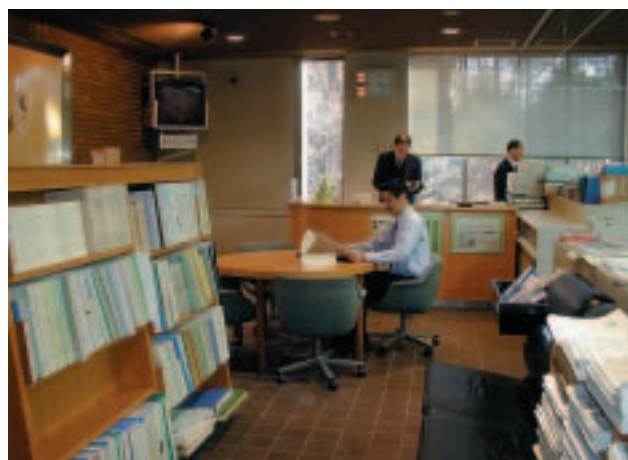
- (1) 情報の公開をいっそう推進するなかでは、行政内部における情報の取扱いに常に注意を払い、情報公開を前提としながらも個人情報の保護や、個人の権利や利益の保護に配慮し、信頼の確保に努めなければなりません。
- (2) 今後、市政の現状、財政状況等の情報を、正確によりわかりやすく、だれもが理解できるように工夫して公表することがますます重要となり、市政に対する市民の信頼がよりいっそう深まるように、こうした工夫をするなかで積極的な情報の提供が必要です。

市民相談件数の推移

区分 年度	総件数	種 別	
		一般相談	特別相談
平成12	1,537	540	997
13	1,542	474	1,068
14	1,486	451	1,035
15	1,611	523	1,088
16	1,730	583	1,147

※一般相談：職員による相談 特別相談：弁護士等による専門相談

(資料：秘書広報課)



本計画における基本方針

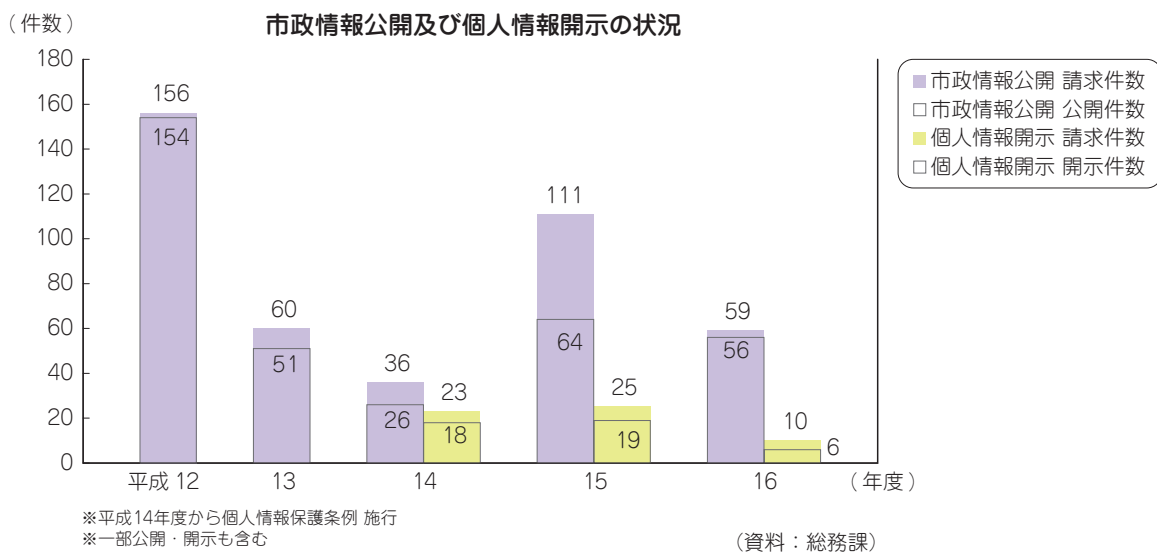
- (1) 行政が事業を進めるにあたって、必要なことのひとつとして情報の公開があります。行政がさまざまなかたちで情報の公開を推進することによって、市民の参加も促進され、また共通の認識や理解も生まれてきます。積極的な情報の公開によって市民からの信頼を得るとともに、多くの市民から得られた知恵により課題を解決していくことをめざします。
- (2) 現代社会がさらに複雑さを増し、市民からの行

政に対するさまざまな相談はさらに増えていくものと思われませんが、個人情報の保護にともなう体制を確立するなかで、迅速な問題解決を図っていきます。

- (3) 今後、行政に関する情報のより積極的な公開を進めるとともに、その公開にあたってわかりにくい行政情報については、表現やデザインについて工夫をし、だれもがわかりやすい行政情報の迅速な提供に努めます。

予定される計画事業

	事業項目	前半〔5年間〕	後半〔5年間〕
非 施 設 事 業	(1) 行政情報の積極的な公開	▶	▶
	(2) 個人情報を含めた情報セキュリティの徹底	▶	▶
	(3) 市ホームページの充実	▶	▶
	(4) 市政資料コーナーの充実	▶	▶
	(5) わかりやすい行政資料の提供	▶	▶



「市長への手紙」受付件数の推移

区分 年度	受付件数		提案等件数
	メール(内数)		
平成12	344	114	493
13	303	130	384
14	241	117	287
15	268	97	345
16	184	68	205

（資料：秘書広報課）

ホームページ等へのアクセス数の推移

区分 年度	市ホームページへの アクセス件数	市携帯サイトへの アクセス件数
平成12	81,063	—
13	200,326	—
14	378,694	—
15	592,352	60,536
16	783,741	64,102

（資料：秘書広報課）

第2節 健全な行財政運営を実現する。(行財政)

1 行政サービス

第2節 健全な行財政運営を実現する。(行財政)

1 行政サービス

2 財政運営

3 行財政改革

4 公務

動向（現状）と課題

● 動向（現状）

- (1) 時代の潮流とともに、行政が市民へ提供する行政サービスの質や内容はたえず変化しており、常に新たな視点に立って、市民要望を的確に把握しながら行政サービスを展開することが求められます。今後は、今まで以上にコスト意識を持ちながら、将来の大きな変化に十分に対応できるように、小平の現状にあった新しい手法を導入することが求められています。
- (2) 少ない職員体制で、より複雑で多様化された行政サービスを提供していくために、情報技術を活用していくことがますます必要となり、一方、提供される行政サービス自体については、常に効果的であり効率的であるか評価・検証され、さらなるサービスの展開が検討されることとなります。
- (3) また、市民のための行政施策をより効果的にするために、従来の立法技術とともに政策法務の視点から政策立案が可能となるような、市職員の立法技術の向上が求められています。

● 今後の課題

- (1) 行政サービスは、時代とともにその役割が変化していきませんが、行政サービスそのものが行政側のルールで固定的なものになりやすいことから、サービスの実施主体も含めてたえず見直しを行い、客観的なルールにもとづいて、行政サービスを再検討するための評価・検証を行っていきます。
- (2) 最近の情報技術の進歩はたいへんにめざましく、その技術開発や実用化によって、従来の行政サービスがきわめて低コストで省力化され、行政サービスの内容が大きく変わる可能性があります。常に世の中の科学的な進歩や実用化の情報を把握し、既存の行政サービスのしくみについて見直しを図ることが必要です。
- (3) 既存の法体系の解釈では解決できないような、さまざまな地域での社会問題や都市問題が発生してきている状況があることから、従来からの解釈・適用にとらわれず、常に市民の立場に立った立法や解釈の柔軟な考え方が必要となります。

本計画における基本方針

- (1) 計画実施段階による目標事業量に対して、予算にもとづく事業実施による目標達成の実証がわかりやすく、また投資結果についても社会的な効果が明確にわかるような、小平の実情にあった、だれもがわかりやすい行政評価制度を導入します。
- (2) 自治体の行うべき新しい行政サービスを常に予測し実現を図るとともに、現行の行政サービスについては常に見直しを行います。さらに、限られた予算のなかで既存の行政サービスの統合・廃止を行い、新しいサービスを展開していくことの必要性について、広く市民に理解してもらうための努力を行います。
- (3) 今後、既存の法体系では解決できない分野に対して、他の自治体、研究者、法律専門家などとの連携により、市の自治体として対応すべき政策法務を強化し、小平の立法技術のさらなる向上を図ります。

予定される計画事業

	事業項目	前半〔5年間〕	後半〔5年間〕
非施設事業	(1) 行政評価の実施と行政サービスの見直し	▶	
	(2) 電子市役所の推進（電子申請手続きの拡大、公金電子収納の検討、公共施設予約システムの導入）	▶	
	(3) サービスの向上や効率化のための民間手法導入の検討	▶	
	(4) 職員提案制度による市民サービスの新たな工夫	▶	
	(5) 政策法務に関する研究と技術の向上・強化	▶	



第2節 健全な行財政運営を実現する。(行財政)

2 財政運営

第2節 健全な行財政運営を実現する。(行財政)

1 行政サービス

2 財政運営

3 行財政改革

4 公務

動向（現状）と課題

● 動向（現状）

- (1) 市においては、その発展に応じてさまざまな工夫により財政運営を行い、都市基盤の整備や福祉の向上をめざして行政サービスを展開してきていますが、今後は、従来のような大きな歳入の伸びは期待できず、一方では市民からの要望や行政課題に対する早急な取り組みが求められています。
- (2) 市では、従来より図書館、公民館、東西出張所等の施設建設を進め、東西に長い地理的な課題を克服してきた経過がありますが、これからは、これらの施設の維持管理に加え建設時の借入金の多さが、自主的な財政運営を行ううえで大きな課題となっています。これらの公共施設の建替え時期が順次到来することから、施設の維持についても根本的に検討する時期にきています。
- (3) 小平の公共施設は、グラウンドなど市有地ではなく借地であるところが多く、これら行政サービスの施設が必ずしも安定しないことも、財政運営に大きな影を落としています。今後、これらの借地による公共サービスの施設すべてを確保することはできず、また確保する場合においても、その財源の捻出について早急に対応することが求められています。
- (4) 財政運営について、いかに市民の理解を得て実施していくのが今後の「カギ」となりますが、市からの団体への補助金、受益者負担のバランスとともに、だれもがわかりやすい財務情報の公開が必要とされています。

● 今後の課題

- (1) 地方分権にふさわしい「自己決定」「自己責任」のなかで、財政状況に見合った行政サービスの提供の必要性を、わかりやすく情報公開していくことが必要です。
- (2) 今後、増加が予測される市内の多くの公共施設の維持管理経費等については、施設の市民管理や既存の施設の統合化に加え、思い切ったシステム導入によるコストの削減を図ることが必要となります。また借入金の推移や将来の財政の硬直化を見極めながら特定目的に沿った資金の調達として、市民の市政への参加意識を高めることにもつながる市民公募債の発行などについて検討が必要です。
- (3) バランスシート*などの財務情報の提供によって、現在の資産や負債の保有状況、また将来性についてわかりやすく情報の提供を行い、市民と市民、市民と行政等の間の活発な議論を喚起し、財政運営に役立てることが必要です。

指定管理者制度の実施状況

施設名	指定期間 (年度)			
	平成 15	16	17	18 (予定)
子ども家庭支援センター (H16年1月～)		→	→	→
有料自転車駐車場			→	→
市民文化会館				→
高齢者館 (2館)				→
高齢者デイサービスセンター				→
高齢者交流室				→
障害者福祉施設 (2施設)				→

(資料：政策課)

*バランスシート…「貸借対照表」のこと。「資産」「負債」「正味資産」等の関係をあらわし、財務状況や経営状況などの情報を公表するために作成される財務諸表のひとつ。

本計画における基本方針

- (1) 今後の市の財政状況を好転させていくためには、現在の地方財政制度のなかでは、歳入の確保、歳出増の抑制の二つをさらに進めていくほかはなく、歳入では、市税の徴収強化、市有財産の売却、受益者負担の見地からの利用料金の見直し、広告収入の検討等、あらゆる手法で自主財源の確保のための検討を行い、実現可能な事業から直ちに実施します。
- (2) 歳出においては、人件費の抑制、各施設の効率的な運営、各種補助金の見直しのほか、各事業部別予算への枠配当の工夫などにより予算配分からの歳出の削減への検討を行い、歳入と同様に、実現が可能な事業から直ちに実施します。
- (3) 起債の発行についてはできるだけ抑制していくことが必要ですが、充当する目的が明確な事業について選び、広く市民に趣旨や目的を理解してもらうなかで、市民からの資金協力をもとに市民公募債を発行し、事業を実現していきます。
- (4) 市の財務状況を広く市民に知らせ、今後の自治体経営に多くの人たちに参加してもらうために、バランスシートや損益計算書*の作成や、複式簿記*等を導入した新しい財務会計制度の検討をしていきます。
- (5) 今後、だれでもわかりやすい市の財務情報の資料を作成し、広く市民にその内容を提供していきます。

予定される計画事業

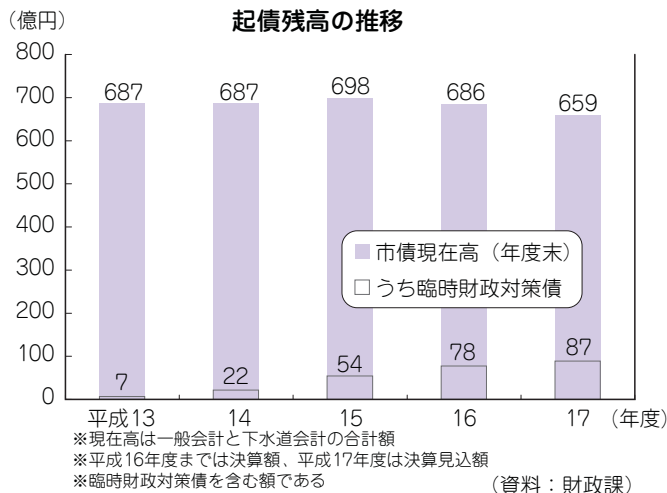
	事業項目	前半〔5年間〕	後半〔5年間〕
非 施 設 事 業	(1) 自主財源の確保（市税収入確保の強化、市有財産の売却、広告収入の検討、土地開発公社所有地の今後のあり方の検討など）	→	→
	(2) 公共施設の受益と負担の見直し（地域センター・公民館施設使用料、基本健康診査の自己負担、撤去自転車保管料など）	→	→
	(3) 歳出削減の実施（人件費の抑制、公共施設の効率的運営、事業部別予算の枠配当など）	→	→
	(4) 補助金の見直し	→	→
	(5) 公の施設の指定管理者制度への検討（再掲）	→	→
	(6) 緑の公募債を含めた市民公募債の検討（再掲）	→	→
	(7) 財務状況や行政コストの公表	→	→

市有財産の状況（平成17年9月30日現在）

住民基本台帳人口	176,679
外国人登録人口	4,039
人口計（人）	180,718

（資料：財政課）

土地 895,748.57㎡ 一人あたり4.96㎡	建物 301,263.48㎡ 一人あたり1.67㎡	敷地 1,061.29㎡ 一人あたり0.01㎡
有価証券 1,000千円 一人あたり6円	出賃による権利 532,469千円 一人あたり3千円	債権 1,262,424千円 一人あたり7千円
基金 10,382,115千円 一人あたり57千円		



* 損益計算書…「収益」「費用」「純利益」等の関係をあらわし、経営状況を明らかにした会計報告書。

* 複式簿記…現金の取引の際に、現金の増減だけでなく増減の起因や内容を示した記録・整理の方法。現金の増減だけを示す方法を単式簿記という。

3 行財政改革

第2節 健全な行財政運営を実現する。(行財政)

1 行政サービス

2 財政運営

3 行財政改革

4 公務

動向（現状）と課題

● 動向（現状）

- (1) 現在まで、市では3次にわたる行財政改革推進プランを策定し、果敢に挑戦しながら自治体みずからこのプランを実践し効果を上げてきました。
- (2) 今までの行財政改革推進のためのプランは、基本的には、その多くは行政管理経費の節減を中心に進められてきており、基本的に財政支出の構造を大きく変えることなく一定の節減効果を上げてきましたが、多様な市民ニーズへの対応としてさらなる大きな効果を上げていくためには、財政的な枠組みを踏まえた、より現実的で大胆な行政経営を実現するなど、根本的に大きな構造的改革が必要になってきます。
- (3) 市では、さらなる財政健全化を推進するために、「財政健全化推進プラン」を作成し、このプランを含めて予算編成を行い、また財政運営を行っていますが、今後、行政の経営改革を進めるための方針にそって、さらなる財政健全化のためのプランの策定と実践が望まれます。

● 今後の課題

- (1) 今後は、従来型の行財政運営がきわめて困難になっていくことが予想されることから、実施事業の効果や効率性に関する検証を行い、市民・民間・行政の役割の見直しとともに、民間における経営手法など新たな行政経営手法の活用を図るなど、今までにない大胆な構造的改革を推進していくためのプランが、市民参加のなかで市民の理解のもとに作成され、その着実な実践が必要となります。
- (2) 今後、新たに策定され具体化される経営プランについて、実施段階に予想される「総論賛成、各論反対」の声を乗り越えることが必要であり、さらに今後のこの改革の実現に支障をきたさないように、市を取り巻く状況や直面する課題を市民によく説明し、理解を求めていくことが不可欠です。



本計画における基本方針

- (1) 今後、小平市が多摩地区のなかでも輝きを失わず、自治体として活路を見出していくためには、よりいっそう大胆な構造的改革を行い、身軽で強固な財政基盤を構築していくことが必要です。そのためには、今までの行政サービスの根本的な見直しなども含め、幅広い市民の参加とその知恵により、より具体的な「(仮称) 行政経営プラン」の策定を行い、広く明示するとともに着実に実践していきます。
- (2) さらに、この「(仮称) 行政経営プラン」と連動して財政健全化をめざす「(仮称) 財政経営プラン」を策定し、予算編成や事務事業の執行段階における着実な実現を図ります。

予定される計画事業

	事業項目	前半〔5年間〕	後半〔5年間〕
非 施 設 事 業	(1)「(仮称) 行政経営プラン」の策定・実施 ○ 新たな行政需要への対応 ○ 市民参加と協働 ○ 健全財政の確立 ○ 行政評価 ○ 適正な組織体制と人事制度・人材育成	▶	▶
	(2)「(仮称) 財政経営プラン」の策定・実施 ○ 受益と負担の見直し ○ 補助金等の見直し ○ 市有財産の売却 ○ 市税収入の確保 ○ 義務的経費の見直し ○ 公共施設の再配置や統廃合 ○ 委託化・民営化の推進 ○ 人件費の抑制 ○ 税財源の確保と要請	▶	▶

行財政改革における財政効果の状況

(単位：百万円)

項目	第1次行財政推進計画			第2次行財政推進プラン			第3次行財政推進プラン			第1～3次 合計
	平成9	10	11	12	13	14	15	16	17	
人件費等の削減	82	135	115	164	165	166	167	174	171	1,339
事務費等の削減	9	123	94	94	53	27	158	66	111	735
施策等の見直し	431	147	564	347	107	139	95	82	40	1,952
合計	522	405	773	605	325	332	420	322	322	4,026
各プラン削減額計	1,700			1,262			1,064			4,026
主な取り組み	○事務服の見直し ○学童クラブ使用料の改定 ○し尿処理事業の縮小			○学校事務職員の嘱託化 ○事業系ごみ処理手数料有料化			○土曜窓口の開設 ○粗大ゴミ受付システム導入 ○使用料・手数料の改定			

※平成17年度については予算ベース

(資料：行政経営課)

第2節 健全な行財政運営を実現する。(行財政)

4 公務

第2節 健全な行財政運営を実現する。(行財政)

1 行政サービス

2 財政運営

3 行財政改革

4 公務

動向（現状）と課題

● 動向（現状）

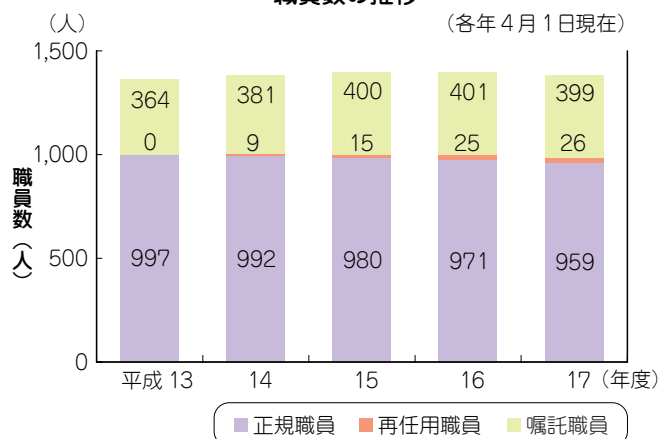
- (1) 近年、公務の考え方が大きく変化し、従来は法令によって公務領域とされ公務員による執行が義務づけられていた業務が、市民・企業・行政の領域が重なる新しい「公共空間」の考え方や規制緩和等の潮流により、民間部門の参入、あるいは民間部門への移管を可能にしています。さらに公務員制度そのものに対する見直しもはじまり、今後は公務及び公務員そのものが大きく変わっていくことが予想されます。
- (2) さらに、このような状況で、真に「公務」の定義を問われることになり、また公務を執行していくうえで、民間を含め、多様な職種や雇用形態の人たちがより混在するなかで、事務が進められることが予想されます。

● 今後の課題

- (1) 公務の考え方が変わり、また担い手が、民間部門を含めて多様な形態となっていくことから、当面は従来からの公務領域の再検討とともに、自治体職員として市民から信頼される専門的な政策コーディネーター*へと変わっていくための、職員の意識改革やレベルアップが必要となります。
- (2) 常にコスト負担を含め、市民にとって「だが、この行政サービスの担い手として最適か」を念頭におき、たえず公務領域の見直しと担い手、さらにその効果やコストについて検討を行い、柔軟で効率的な対応をしていくことが必要となります。



職員数の推移



(資料：行政経営課)

*コーディネーター…総合的な調整担当者。または組み合わせや仕事のながれを調整する者。

本計画における基本方針

- (1) 今後、自治体職員については、時代のニーズに即応する人材の採用が予想され、一般採用のほか、広く公募による民間部門経験者などを視野に入れていくとともに、また内部においては士気を高め、組織のさらなる活性化を生み出すような新しい人事制度の導入など、市民からより信頼される組織づくりをめざします。
- (2) 多様な行政課題に対し迅速で柔軟に対応できるように、常に時代のニーズに、より沿ったかたちの研修・人材育成システムを検討・導入し、また市民は大切な顧客であるとの認識のもとで、常に親切で信頼性の高い職員をめざします。
- (3) 多岐にわたる行政課題に正確・迅速に対応するために、各事業部への権限を大きく委譲し、さらに横断的に組織を活用するとともに、時代の変化を反映し確かな対応が可能な行政組織をめざします。
- (4) 今後、「団塊の世代」の職員の大量退職の時代を迎えますが、それにともない、職員の採用方法や公共サービスの担い手の選択、また公務の領域の見直しなどさまざまな検討を行うなかで、より効率的で質の高い公務サービスを提供していきます。

予定される計画事業

	事業項目	前半〔5年間〕	後半〔5年間〕
非施設事業	(1) 時代のニーズに即応する人材の採用の検討	▶	
	(2) 職員のさらなる活性化を見据えた新たな人事制度の検討	▶	
	(3) 時代に対応した研修・人材育成システムの検討・導入	▶	
	(4) 新たな行政需要に対応した組織づくりの検討	▶	
	(5) 団塊の世代の退職にともなう公務サービスの見直し	▶	

行政組織の変遷

